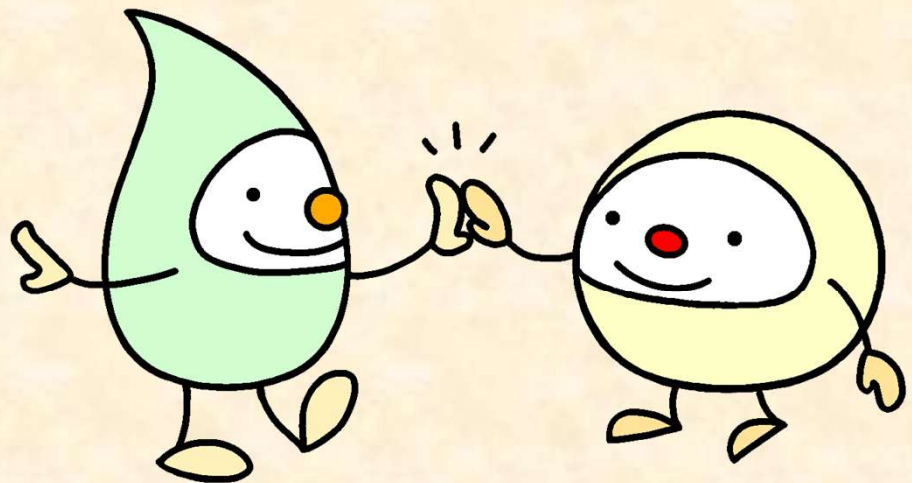


お金の問題と 社会的支援

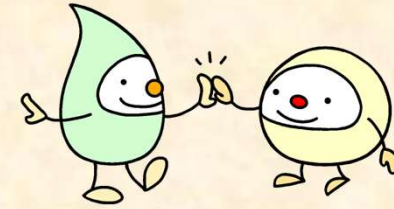
第3部



盛岡市子ども未来部子ども青少年課給付係

ひとり親世帯 支援制度に ついて

- 1 児童扶養手当
- 2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
- 3 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業
- 4 高校卒業認定資格合格者支援事業
- 5 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- 6 ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 7 母子・父子自立支援自立支援プログラム策定事業
- 8 母子父子寡婦福祉資金貸付事業



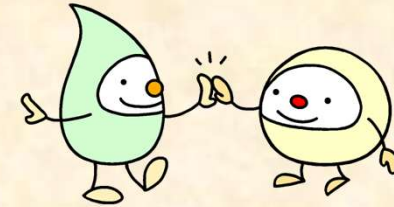
1 児童扶養手当について

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

以下のような事情の児童を養育している方が対象です。

- ・ 離婚、死別、未婚などで父(母)がいない児童
- ・ 父(母)が重度の障がいの状態にある児童
- ・ 父(母)が海難事故や航空事故などで、3カ月以上生死不明である児童
- ・ 父(母)が1年以上同居せず、かつ生計を維持しないで遺棄している児童
- ・ 父(母)が1年以上刑務所などに収容されている児童
- ・ 父母があるかないか明らかでない児童(孤児、棄児など)
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合や児童が里親に委託されている場合は対象外です。



1 児童扶養手当について

●対象となる児童

- ・ 18歳に達する年度末（3月31日）までの児童
- ・ 障がいのある児童は20歳未満まで対象

●支給額（令和7年4月現在）

児童が1人のとき

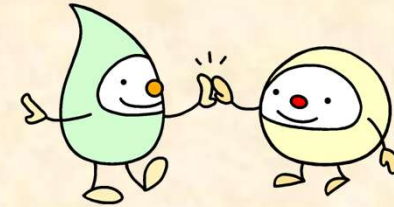
全部支給：46,690円

一部支給：46,680円～11,010円（所得額に応じて決定されます）

児童が2人以上のとき

全部支給：児童1人の金額に11,030円を加算

一部支給：児童1人の金額に11,020円～5,520円を加算（所得額に応じて決定されます）



1 児童扶養手当について

●手当の支給

手当は認定の請求のあった月の翌月分から支給されます。

年6回（奇数月：1月・3月・5月・7月・9月・11月）

2か月分ずつまとめて支給されます。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード（本人の顔写真入りのもの）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書等（基礎年金番号がわかるもの）
- ・健康保険証（本人・子）

（離婚等の理由で手当を申請する場合、請求者本人が前夫(妻)の保険証から抜けていないと受付できません。）

- ・請求者本人名義の預金通帳



1 児童扶養手当について

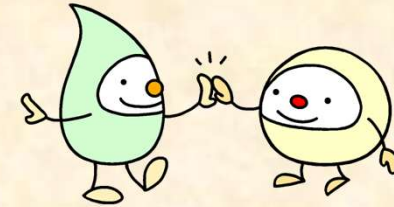
●所得制限について

手当を請求する本人または扶養義務者の所得が一定額以上のときは、手当額の全部または一部の支給を停止します。（扶養義務者とは、申請者本人と同じ住所に住む直系親族（父母・祖父母・子 など） および兄弟姉妹をいいます）

【所得制限限度額表】

扶養親族などの数	本人（全部支給）	本人（一部支給）	扶養義務者等
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
以降1人につき	38万円を加算	38万円を加算	38万円を加算

- ・申請時期が1月から6月までの場合、前々年の所得を確認します。
- ・申請時期が7月から9月までの場合、前々年と前年の所得を確認します。
- ・申請時期が10月から12月までの場合、前年の所得を確認します。



1 児童扶養手当について

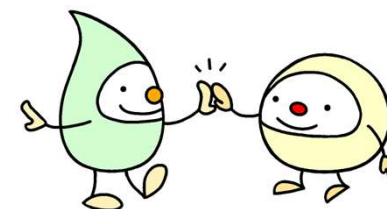
●事実婚について

児童扶養手当は受給者が母（父）である場合、事実上、婚姻関係と同様の状態にある「事実婚」の場合には、受給する資格がありません。

次のような場合は、婚姻関係と同様の状態にある「事実婚」に該当します。

- 「戸籍上の婚姻関係が無くても、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係がある場合」
- 「同居していなくても、頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生計費の補助を受けている場合」
- 「離婚の届出をして、戸籍上離婚が成立しているにもかかわらず、その後も事実上の婚姻関係と同様の事情が継続している場合」

～就職のための資格取得を応援します～



2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

就労に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、講座修了後にその受講料の一部（60％～85％相当額）を支給します。※講座受講前に申請が必要です。

○対象となる講座

- ①雇用保険制度の『一般教育訓練給付金の指定講座』例:介護職員初任者研修など
- ②雇用保険制度の『特定一般教育訓練給付金の指定講座』例:社労士、宅建など
- ③雇用保険制度の『専門実践教育訓練給付金の指定講座』例:看護師、美容師など

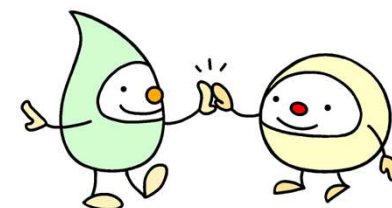
※②及び③は、専門資格の取得を目的とする講座が対象です。

※雇用保険制度の教育訓練の指定講座はハローワークでご確認いただくか、下記URLもしくは二次元コードで検索できます。

『教育訓練給付制度・厚生労働大臣指定教育訓練講』
URL:<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



～就職のための資格取得を応援します～



2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

○支給内容

指定講座を受講し、修了した場合に入学金及び受講料等を下記のとおり支給します。

- ①『一般教育訓練給付金の指定講座』及び②『特定一般教育訓練給付金の指定講座』

入学金及び受講料等の 60% 相当額支給 (上限：20万円)	40%
--	-----

- ③『専門実践教育訓練給付金の指定講座』

入学金及び受講料等の 60% 相当額支給 (上限：修学年数×40万円(最大160万円))	40%
--	-----

- ③『専門実践教育訓練給付金の指定講座』

(指定の講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に、下記の要件を全て満たす場合)

- ・指定講座に係る資格を取得した
- ・資格を活用して就職等した(修了時点で就職等している場合も含む)

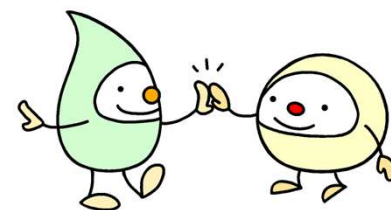
入学金及び受講料等の 85% 相当額支給 (上限：修学年数×60万円(最大240万円))	15%
--	-----

※すでに60%相当額を支給した場合、残りの25%相当額を追加支給するもの。

※給付金として算定された額が1万2千円を超えない時は支給の対象になりません。

※雇用保険制度による教育訓練給付金(ハローワークにて支給)を受給する場合は、本給付金の支給限度額から教育訓練給付金の受給額を差し引いた額を支給します。

～就職のための資格取得を応援します～



3 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

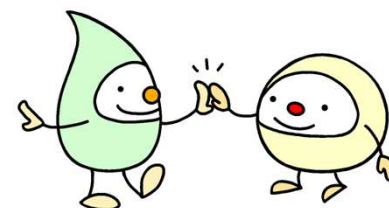
看護師・介護福祉士・保育士等の就業に向けた資格取得のために、養成機関で6か月以上修業する場合に訓練促進給付金（最大月額10万円、最大48か月）を支給します。※養成機関入学前に事前相談が必要です。

○対象となる資格

- 1.看護師 2.准看護師 3.介護福祉士 4.保育士 5.理学療法士 6.作業療法士
- 7.歯科衛生士 8.美容師 9.社会福祉士 10.製菓衛生師 11.調理師
- 12.雇用保険制度の『一般教育訓練給付の指定講座』のうち、修業期間が6月以上必要な資格（情報関係分野に限る。）
- 13.特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、修業期間が6月以上必要な資格
- 14.専門実践教育訓練給付の指定講座のうち、修業期間が6月以上必要な資格

※通信制は原則として対象になりません（ただし、履修内容や就労状況によっては対象になる場合がございますので、お気軽にご相談ください）。

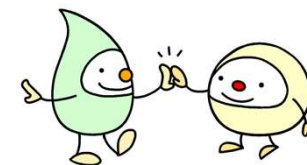
～就職のための資格取得を応援します～



3 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

○支給内容

基 準	訓練促進給付金	修了支援給付金
ア. 申請者及び申請者と同一世帯に属する方が、申請する年度（4月から7月までに申請する場合は前年度）分の市町村民税が課されない方	月額 10万円 ※修業期間の最後の12カ月のみ （その期間が12月未満であるときは、当該期間）→月額 14万円	5万円
イ. 上記ア以外の方	月額 7万500円 ※修業期間の最後の12カ月のみ （その期間が12月未満であるときは、当該期間）→月額 11万500円	2万5000円



～就職のための資格取得を応援します～

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

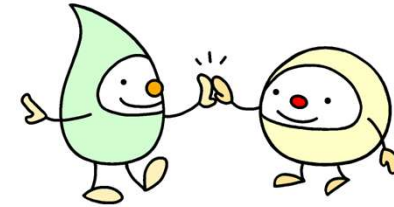
高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受け、修了した場合に受講費用の一部を支給します。また、試験に合格した場合にも受講費用の一部（60％相当額）を支給します。※講座受講前に申請が必要です。

○対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制の講座を含む。）が対象となります。
※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

○支給内容

給付金の種類	給付金額	上限額 (通信制)	上限額 (通学制又は 通信通学併用)
①受講開始時給付金	費用の40％	10万円	20万円
②受講修了時給付金	費用の50％－①	12万5,000円 (①と②の合計額)	25万円 (①と②の合計額)
③合格時給付金	費用の10％	15万円 (①と②と③の合計額)	30万円 (①と②と③の合計額)



あなたの生活を応援します

5 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

就業や養育費等に関する相談をお受けします。また、無料のパソコン講習会や介護職員初任者研修など行っています。

6 ひとり親家庭等日常生活支援事業

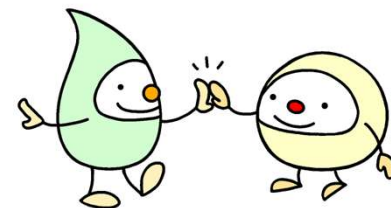
就業や疾病などにより一時的に子育て支援が必要な場合、家庭生活支援員の自宅等でお子様を預かります。（1時間あたり0円～150円）

※居住地、利用日時等によっては、家庭生活支援員の派遣が難しい場合があります。

7 母子・父子自立支援プログラム策定事業

生活状況や子育ての状況、就労についてのニーズを伺い、自立に向けた目標や就労支援等について「自立支援プログラム」を策定します。その後、ハローワークと連携して自立・就労支援を行います。

～大きな出費に困ったときは～



8 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

生活の安定、こどもの福祉の向上を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。お子様の進学や就職等で大きな出費が必要なときなどにご利用いただけますので、ご相談ください。

○主な貸付資金

- ・ **就学支度資金★**

就学、修業するために必要な被服等の購入等に必要な資金

- ・ **修学資金★**

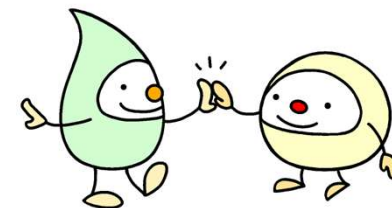
高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金

- ・ **転宅資金**

住宅を移転するための住宅の貸借に際し必要な資金

～大きな出費に困ったときは～

8 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業



★就学支度資金★

貸付限度額 (円)		
小学校		64,300
中学校		81,000
高校、専修 (高等、一般課程)	自宅	150,000
	自宅外	160,000
私立の高校、専修 (高等課程)	自宅	410,000
	自宅外	420,000
国公立の大学、短大、大学院、高専、専修(専門課程)	自宅	420,000
	自宅外	430,000
私立の大学、短大、大学院、高専、専修(専門課程)	自宅	580,000
	自宅外	590,000
修業施設 (中卒の場合)	自宅	150,000
	自宅外	160,000
修業施設 (高卒の場合)	自宅	272,000
	自宅外	282,000

対象となる費用の例

- ・ 入学金
- ・ 学生服（スーツ）の購入費
- ・ 自転車
- ・ 入学前に係る教科書代など

～大きな出費に困ったときは～

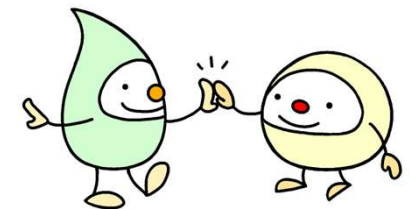
8 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

・修学資金★

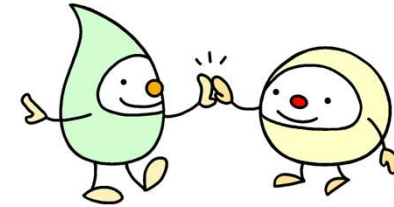
学校種別			貸 付 限 度 額 （ 月 額 ）				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私 立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
短 期 大 学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私 立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	修 士 課 程		132,000	132,000			
	博 士 課 程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

対象となる費用の例

- ・授業料
 - ・教科書代
 - ・通学費
 - ・PTA・生徒会会費
- など



～大きな出費に困ったときは～



8 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

○相談・貸付から償還（返済）までの流れ

申請を受けてから、資金を交付するまでに1ヶ月程度を要します。

事前相談★1

必要書類の準備

申請

調査★2

審査会★3

貸付決定

資金交付

償還完了

償還（返済）

★1

資金の内容、生活収支状況、税金、公金の支払状況等をお聞きします。状況によっては申請できないこともありますので、条件についてご確認ください。

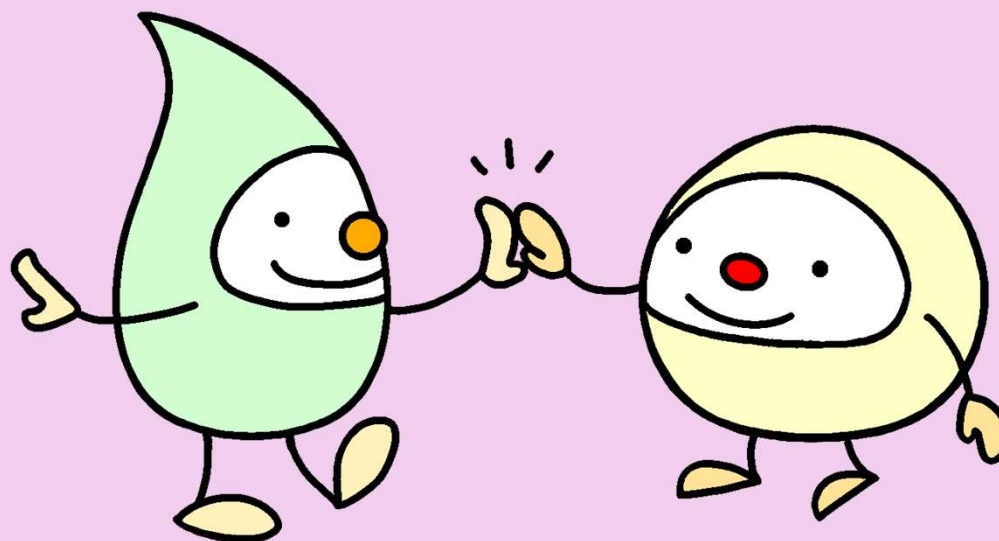
★2

家庭の状況や申請額を対面等で確認します。

★3

毎月1回の審査会で貸付が自立につながるか、償還計画が適切か等を審査します。

まとめ



-
- ・ 就職に役立つ資格取得の手助け
 - ・ 子どもの成長にともない生じる出費への貸し付け など
- お困りの際には、子ども青少年課までご相談ください。